

保育所「落選狙い」の是非

育児休業を延長するために、わざと保育所に落選するケースが増えています。
育休の延長には、保育所の落選通知が必要になるからです。

育休は原則、子供が1歳になるまで取得できます。1歳で保育所に入れない場合は、6か月延長することが可能です。

2017年10月から落選通知の提示等条件付きで2歳まで再延長が可能になったことで、「落選狙い」の動きが目立つようになってきました。

その背景には、育休延長を求める親の多様な事情があるようです。

「子供と長い時間過ごしたい」

「希望の保育所でないと、仕事と育児の両立は困難」

「給付金がほしい」



条件付きで育休が延長できる制度ができたのは、育休明けに保育所に入れなかった人の救済が目的です。十分な数の保育所が整備されるまでの一時的な措置であるはずですが、

待機児童がいるから育休延長をというのではなく、施策としては保育所の定員を増やすことが優先されるべきです。

また、落選通知が、復職の意思を示す唯一の証明になっている点も問題です。

面談等で企業が育休取得者の意向を直接確認するとか、育児に負担のない職場体制の整備を話し合うとか、できないものでしょうか。

人材不足が叫ばれるようになった昨今、職場への早期復帰を望む人々への支援を充実させなければなりません。その意味で、育休制度の抜本的な改革が求められます。